

【個人別明細書記載例】

当該年度が記載されている用紙を使用してください。

1月1日現在の住所(退職していて不明の場合は退職日時点の住所)を記載してください。

個人番号、氏名、フリガナを必ず記載してください。

社会保険料等の金額に小規模企業共済等掛金が含まれる場合は、その掛金の額を欄の冗談に内書きし、合計額を下段に記載してください。

非居住者欄には、国外居住している扶養親族(控除対象配偶者及び年少扶養親族を含みます。)の数を記載してください。

特定扶養親族
年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族の人数を記載してください。

年少扶養親族
年齢が16歳未満の扶養親族人数を記載してください。
※扶養控除はありませんが、住民税の非課税判定等を行う際は年少扶養親族の人数を含めるため、忘れずに記載してください。

老人扶養親族
年齢が70歳以上の扶養親族の人数を記載してください。

前職分の給与等を合算している場合には、重複課税を防ぐため、摘要欄に合算内容を記載してください。

生年月日は必ず記載してください。

控除対象配偶者及び扶養親族の氏名、個人番号を記載してください。

支払者の個人番号又は法人番号、住所、氏名及び連絡先を記載してください。

年度中に就職又は退職している場合は、年月日を忘れずに記載してください。

住所	中野市大字中野692番地2 中野アパート101号		受給者番号 個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
役職名	取締役			
氏名	中野 太郎			
フリガナ	ナカノ タロウ			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	6835000	4951500	2292254	0
控除対象配偶者	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数		
0	1	2		
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金特別控除の額	
120000	115000	44800	168400	
(摘要) 前職分 中野市大字豊津2508 (有)中野商事 平成28.3.31退職 支払金額 975,000円 徴収税額 31,140円 社会保険料 126,945円				
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除の額	特定扶養親族の人数	年少扶養親族の人数	老人扶養親族の人数
1	205,000	23	4	5
扶養対象配偶者	氏名	フリガナ	氏名	フリガナ
1	中野 春美	ナカノ ハルミ	中野 秋子	ナカノ アキコ
2	中野 真一郎	ナカノ ナツロウ	中野 冬夫	ナカノ フユオ
3				
4				
中途就・退職	受給者生年月日			
0	28	4	1	0
0	32	1	10	
支払者	個人番号又は法人番号	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称	電話
		中野市三好町一丁目3番19号	中野総業株式会社	0269-22-2111

給与支払報告書（個人別明細書）の記入の注意点

記載についての詳細は、国税庁・税務署から案内される「給与所得の源泉徴収票の記載のしかた」にある「税務署提出用」の記載方法に従ってください。

1. 「住所」・「氏名」欄

住所は、提出年度1月1日に住んでいる住所（住民票の住所と異なる場合は、実際に住んでいる住所）を正確に記入し、氏名にはフリガナを、生年月日欄は年号欄に○をご記入ください。

2. 「摘要」欄

控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合に、5人目以降の者の氏名等をご記入ください。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名等をご記入ください。

なお、同一生計配偶者がいる場合で、給与所得者の合計所得金額が1,000万円を越えるときには、「配偶者の氏名（同配）」をご記入いただくようお願いします。

中途就職者で前に勤務先がない場合は、「前職なし」とご記入ください。

全勤務先の給与を含めて年末調整をした場合は、前支払者の名称と所在地、合算した支払金額、社会保険料、源泉徴収税額、退職年月日をご記入ください。

なお、合算した給与が複数か所分ある場合は、そのすべての支払者の名称をご記入ください。

普通徴収切替理由書に該当する場合は、符号をご記入ください。

普通徴収切替理由の符号の記載がない場合、普通徴収にならない場合があります。

符号	普通徴収切替理由
普A	総受給者数が2人以下 (受給者総人員から、下記「普B」～「普F」に該当する受給者（他市区町村分を含む）を差し引いた人数が2人以下の場合のみ該当)
普B	他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）
普C	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額が93万円以下）
普D	給与の支払いが毎月でない（例：給与の支払いが数か月に1度、季節雇用） ※非常勤などパートタイマーであっても通年雇用している場合は、普通徴収にすることは認められません。
普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）
普F	退職者又は退職予定者（5月末日まで）

3. 「生命保険料の金額の内訳」欄

生命保険料控除に係る支払金額は、住民税の控除額算定時に必要ですので、それぞれの支払金額を必ずご記入ください。

4. 給与の受給者又は扶養親族等の個人番号

それぞれの個人番号（12桁）をご記入ください。

5. 本人が該当する各欄について

2箇所以上から給与を受けている乙欄該当者は「乙欄」に○を、その他該当する欄がありましたら○をご記入ください。

なお、乙欄該当の場合は、特別徴収の対象外となりますので、特別徴収対象者の場合は、記入しないでください。

6. 「中途就・退職」欄

該当年中に就職または退職した場合は、その異動年月日をご記入ください。

なお、提出期限現在で退職が確定している場合もこの欄にご記入ください。

◆ 留意事項

(生命保険料控除関係)

- ・生命保険料控除における一般生命保険料の控除と個人年金保険料の控除は、それぞれ保険契約の時期によって新旧の区分があり、控除額の計算が異なっています。(保険会社発行の保険料控除証明書等に、該当する区分が記載されています。)
- ・市区町村が保険者となっている介護保険の保険料が、生命保険料控除における介護医療保険料には該当しません。(社会保険料控除の対象になります。)

(住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)関係)

- ・所得税の住宅ローン減税制度(住宅借入金等特別控除)の適用を受けた方で、所得税から控除しきれなかった金額がある場合、翌年度の住民税で控除されることがあります。
- ・住民税の控除額は、**①**居住年月日、**②**住宅借入金等特別控除額、**③**所得税からの控除額 により算出しますので、控除を受ける方の個人別明細書については、住宅借入金等特別控除の額の内訳欄に**①**、**②**を、住宅借入金等特別控除の額欄に**③**を必ずご記入ください。
- ただし、住宅借入金等特別控除可能額の全額が所得税から控除できる(**②**=**③**になる)場合、**②**は記入不要です。
- ・所得税の住宅ローン減税制度(住宅借入金等特別控除)の適用を受ける初年度は、受給者本人が確定申告をする必要があります。(年末調整での適用はできません。)

(同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)の障がい者控除適用関係)

- ・配偶者控除の改正により、配偶者の合計所得が48万円(同一生計配偶者)で、障がい者、特別障がい者または同居特別障がい者に該当する配偶者がいる場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を摘要欄に記載してください。(個人別明細書記入例参照)

【個人別明細書記載例】

源泉控除対象 配偶者		配偶者特別 控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)						障害者の数	扶養親族 ある親族の 数																					
有	従有		特定		老人		その他																								
○		千	円	人	従人	内	人	従人	人	人	人	人																			
									1			2	1				1														
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金特別控除の額																						
千			円			千			円			千			円																
722			454			115			000			44			800			195			400										
(摘要)																															
中野 春美(同配・同特)																															
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		24,000		円		旧生命保険料の金額		36,000		円		介護医療料の金額		48,000		円		新個人年金の金額		53,000		円		旧個人年金の金額		72,000		円	
住宅借入金等特別控除適用数		1		居住開始年月日(1日目)		29		年		4		月		5		日		住宅借入金等特別控除区分(1目目)		住		住宅借入金等年末繰上(1目目)				円					
住宅借入金等特別控除の額の内訳		住宅借入金等特別控除可能額		205,000		円		居住開始年月日(2日目)				年				日		住宅借入金等特別控除区分(2目目)				住宅借入金等年末繰上(2目目)				円					

②

①

③